

フランス共和国エコロジー・持続可能開発・エネルギー省と日本国環境省 低炭素で環境に優しい社会を構築するための二国間連携に関する協力覚書

日本国環境省とフランス共和国エコロジー・持続可能開発・エネルギー省（以後、「署名国」という。）は、

フランス共和国と日本国のパートナーシップを強化することを望み、

国際および国内レベルにおいて低炭素社会を構築する重要性を認識し、

フランス共和国の「グリーン成長のためのエネルギー移行法」や日本国の「先導的な低炭素技術」プログラムといった、両省により近年発信された政策が低炭素社会の実現を大きく前進させることを目的とすることを改めて確認し、

フランス共和国と日本国のパートナーシップにおいて持続可能な開発と環境は最も重要な要素であることを改めて確認し、

署名国の持続可能な開発と環境保護分野での協力が相互に有益であり、二国間のパートナーシップを深めると確信し、

低炭素で環境に優しい社会構築分野における署名国間の対話、情報交換、協力を強化することを決意し、

次の認識に達した。

1. 両者にとって対等な相互利益を基本とした、環境に優しく、低炭素で、レジリエントな社会構築の分野における協力を強化することに合意する。
2. 協力活動は、共通の専門である次の分野に焦点を当てる。
 - a. 低炭素でレジリエントな社会に向けたシナリオに関する情報交換
 - b. 低炭素技術の開発と普及
 - c. 大気汚染の抑制
 - d. 生物多様性の保全
 - e. 廃棄物管理（産業廃棄物を含む）
 - f. 水質汚染
 - g. 土壌浄化
 - h. 環境問題に関する市民の意識向上
3. 協力活動は以下の方法を通して実施される。
 - a. フランス共和国環境・エネルギー管理庁（以後、ADEME）と日本国「先導的な低炭素技術」プログラムチームの連携
 - b. 共通のセミナー、ワークショップ、または会合の開催

- c. 前述の専門分野に関する両者の規制や政策に係る情報や関連資料の共有
 - d. 共同研究を含む、両者の科学・研究組織間の連携と情報交換
 - e. 参照テキストの翻訳
 - f. 試験的アクションやプロジェクトへの共通サポート
 - g. 途上国の気候変動問題に取り組む科学者への共通サポート
 - h. 民間部門による開催イベントや行動、及び関連情報キャンペーンへのサポート
4. 各署名国は、本覚書を運営するコーディネーターを指定する。コーディネーターは、両者の合意によってフランス共和国または日本国で交互に開催される年次会合の取りまとめを担う。会合は、行動の進捗レビュー、行動計画の策定、及び本協力関係を深めるために開催される。
5. 両署名国は、低炭素ソリューションを促進する企業、地方自治体、または研究機関等の組織に対し、本覚書の運営に貢献することを強く求める。そのために、環境と持続可能な開発分野においてそれら組織間の中で直接的な関係が構築され、育まれることを要請する。

ADEME がフランス共和国において重大な役割を担う。

6. 各署名国は、それぞれ自身の財源を活用し、特に年度予算制度において有識者の旅費を賄う。さらに両者は、補助的な財源の活用に努める。
7. 本覚書は、環境保護に関して両者が地域間または国際間で締結した条約、協定、覚書におけるそれぞれのいかなる義務にも影響を与えない。
8. 本覚書の終了は、本覚書のもとで実施されたいかなる活動の有効性にも影響を与えない。
本協力覚書は署名国に対しいかなる義務、または拘束力のある法的約束を課すものではない。

本覚書は 2015 年 12 月 10 日にパリで作成され、フランス語及び日本語をひとしく正文とする。

日本国
環境省
丸川 珠代

フランス共和国
エコロジー・持続可能開発
・エネルギー省
Ségolène Royal

環境大臣

エコロジー・持続可能開発
・エネルギー大臣